

東松島市コミュニティセンター冷暖房利用負担金

区分	室名	利用時間	利用負担金	1時間割増料金	冷暖房期間
冷暖房	ホール	4時間 1区分	3,500円	1,200円	冷暖房期間は7月から8月まで 暖房期間は12月から3月までとする。 ただし、期間外であっても冷暖房が必要であると認める場合、期間の前後月に限り冷暖房料を徴し利用させることができる。
	控室	各室4時間 1区分	300円	200円	
	会議室				
	研修室				
	談話室				
	調理室				
	創作室				
集会室					

備考

- 1 施設使用料に本表の利用負担金を併せて徴する。
- 2 利用時間が表に定める時間に満たない場合においても、時間計算は行わないものとする。
- 3 利用時間が本表に規定する利用時間を超えて利用する場合の利用負担金は、割増料を加えた額とする。この場合において、利用時間が1時間未満内の場合は、割増料は加算しない額とする。
- 4 市外のものを利用する場合は、この表に掲げる利用負担金の2倍に相当する額とする。
- 5 入場料、会費等を徴収し営利目的で利用する場合は、この表に掲げる利用負担金の2倍に相当する額とする。ただし、市外のものを利用する場合は、4倍とする。
- 6 全日利用の場合は、1区分の利用負担金の3倍に相当する額とする。
- 7 営利目的とは、入場料、会費又はこれに類するものを徴収し、その事業によって一部の人・団体・法人のみが利益が与えられることをいう。